米子市弓浜コミュニティー広場

指定管理者 募集要項

平成30年7月2日 米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、米子市弓浜コミュニティー広場条例(平成27年米子市条例第30号。以下「広場条例」という。)に基づき設置された米子市弓浜コミュニティー広場の管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

1 旭队以似女	
(1) 名称	米子市弓浜コミュニティー広場 (以下単に「広場」という。)
(2) 所在地	米子市大篠津町1433番地
(3) 構造	東屋:鉄筋コンクリート平屋建て
	便所:鉄筋コンクリート平屋建て
	車庫:鉄骨造平屋建て
	倉庫:鉄骨造平屋建て
(4) 敷地面積	105,346.15平方メートル
(5) 建築面積	東屋:建築面積27平方メートル
	便所:床面積29.82平方メートル
	車庫:建築面積15.40平方メートル
	倉庫:建築面積9.27平方メートル
(6) 設置日	平成27年7月9日
(7) 主な施設内容	第1多目的広場(ロングパイル人工芝)、第2多目的広場(クレー
	舗装)、駐車場129台分、東屋(3か所)、便所(2か所)、水飲
	台 (3か所)、車庫、倉庫等
	※別添の「米子市弓浜コミュニティー広場平面図」参照
(8) 施設の設置目	市民の福祉及び健康の増進を図るための施設として設置する。
的(総合計画との	
関連性等)	
(9) 施設の現状	当該施設は、航空自衛隊美保基地の滑走路付け替え事業等に伴
	い集団移転した大篠津町集落跡地において、国が、地元からの要

	望を受けて整備した施設である。 本市は、当該施設について国有財産の使用許可を受けた上で、 平成27年7月9日に、広場条例を制定し、公の施設として広場		
	を設置した。		
(10)施設の運営状	ア 使用許可件数 257件		
況(平成29年度	イ 利用者数 23,333人		
の概要)	ウ 使用料収入額 1,403千円		
	エ 管理運営費(支出額の合計) 15,416千円		
	※別添の「平成29年度米子市弓浜コミュニティー広場運営状況」		
	参照		

2 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、広場の管理業務の処理に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ア 国有財産法 (昭和23年法律第73号)
- イ 地方自治法
- ウ 広場条例及び米子市弓浜コミュニティー広場条例施行規則(平成27年米子市規 則第35号)
- エ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例(平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。)及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則(平成17年米子市規則第18号。以下「手続規則」という。)
- 才 米子市個人情報保護条例(平成17年米子市条例第23号)
- 力 米子市行政手続条例(平成17年米子市条例第25号)
- キ 米子市暴力団排除条例 (平成23年米子市条例第21号)
- ク その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 広場の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - (ア) 樹木等の管理育成
 - (イ) 施設等の保守点検、補修及び清掃
 - (ウ) 施設等の警備(巡回パトロールの実施等)
 - (エ) 電気設備及び機械設備の操作
 - (オ) 施設等に係る経費(電気料金、水道料金、合併浄化槽の保守点検及び清掃料等) の支払

- (カ) 施設等に係る安全衛生管理
- イ 広場の施設等の利用に関すること。
 - (ア) 使用の許可(以下「使用許可」という。)に係る申請書の受付及び許可書の交付
 - (イ) 各種届出書の受付
 - (ウ) 利用者の応接(案内、利用指導、苦情対応等)
- ウ 広場の利用の促進に関すること。

広報活動の実施

- エ 広場の非常時における初動対応に関すること。
 - (ア) 待機及び連絡対応
 - (イ) 被害に関する調査及び報告
 - (ウ) 応急措置
- オ その他管理業務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - (イ) 情報の公開及び個人情報 (米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報をいう。以下同じ。) の保護に関する措置
 - (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - (エ) 事業報告書の作成及び提出
 - (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - (カ) 広場の施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
 - (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
 - (ク) その他管理業務に係る庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (4) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての広場の性格を十分認識し、 利用者にとっての快適な広場の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、 広場の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うこと により最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、広場の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施しなければならない。

イ 基本的事項

(ア) 広場の使用時間及び休場日は、原則として、広場条例第3条に規定するところ

によらなければならない。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これら を変更することができる。

- (4) 指定管理者は、広場条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、広場条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。
- (ウ) 指定管理者は、広場条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、広場の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、広場への入場を拒否し、又は広場からの退場を命ずることができる。
- (エ) 指定管理者は、使用料の収納を、別に市と締結する契約に基づき適切に行わなければならない。この場合において、指定管理者は、使用料をその収入として収受することはできない。
- (オ) 指定管理者は、米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号)の趣旨 にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講 じなければならない。
- (カ) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務 を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講 じなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員(以下単に「職員」という。)を適正に 配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故(人身事故、施設等の破損事故等をいう。) が生じたときは、直ちにその旨を市長に報告し、その処理の方法について市長と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、広場の施設等及び広場に備え付けられた備品(市の所有に係るものに限る。) を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、広場にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市長に報告しなければならない。
- (4) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条及び手続規則第6条の規定に基づき、毎年度、 事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (エ) 指定管理者は、手続規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する 書類を作成し、市長に提出しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた一部の業務については、この限りでない。
- (カ) 指定管理者は、広場の施設等のモニタリングに関して、市長の指示に基づき、 確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを市長に提出しなければならない。

3 市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) 広場の目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関すること。
- (2) 市が主催する事業の企画及び実施に関すること。

4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。 なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算 書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

5 市と指定管理者との責任の分担

次の表の左欄に掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

事項		責任の区分	
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るも	指定管理者	
	0		
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と	
		指定管理者とが協議して定め	
		る。	

利用者(これに準ず	施設等の管理上の瑕疵に係るも	指定管理者
るものを含む。以下	O	
この表において同	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と
じ。) への損害賠償		指定管理者とが協議して定め
		る。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕(資産価	市
	値の向上又は耐用年数の延長に	
	つながるものをいう。)	
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市
利用者に係る損害賠償保険(指定管理者を被保険者と		市(なお、左記に該当しない損
みなす取扱いがあるものに限る。) への加入		害賠償保険については、市は加
		入しない。)

6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

7 その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び特定非営利活動法人ひだまりから事務引継ぎを受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、管理業務の処理に当たり、広場の利用者で構成する団体その他関係 団体との連携協力に努めなければならない。
- (3) 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、広場の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。

8 応募資格等

(1) 応募資格

広場の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、 その取消しの日から2年を経過しないもの
- ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれ らに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるも

 \mathcal{O}

- (7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定が適用される準禁治産者を含む。)
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を 経過しないもの
- (オ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。(カ)において同じ。)
- (カ) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人 等を定めること。

- イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこ と。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

9 応募の方法

広場の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類(以下 「応募書類」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 応募書類の受付期間

平成30年7月9日(月)から同年8月17日(金)まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあっては、平成30年8月17日(金)午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市総合政策部地域振興課(所在地等は、第 14 項参照) とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合

には、エからコまで及びシに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

- ア 指定申請書(別添(3))
- イ 事業計画書(自主事業計画書を除く。別添(4))
- ウ 収支予算書 (別添(5) <u>(収支予算書の収入及び支出の項目については、可能な限り</u> 市の作成した過去の決算書の項目に倣い、経費ごとに比較しやすいように作成する こと。))
- エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則 その他これに類するものの写し)
- オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- カ 収支計算書及び正味財産増減計算書(公益法人会計を導入している団体に限る。)
- キ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類(別添(6) の「申立書」によること。)
- ク 指定管理業務等管理実績一覧表 (別添(7)の様式によること。)
- ケ 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表 (別添(8)の様式によること。)
- コ 労働環境確認表 (別添(9)の様式によること。)
- サ グループによる応募の場合には、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類 (別添(10)の「グループ構成団体一覧表」によること。)
- シ 役員等調書兼照会承諾書(別添(11)の様式によること。)

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本2部(そのうち1部は製本をしないもの)を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 説明会の開催

広場の施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により説明会を開催する。

ア 日 時 平成30年7月19日(木) 午前10時から

イ 場 所 米子市大篠津町1433番地 米子市弓浜コミュニティー広場

ウ 申込方法 平成30年7月17日(火)までに、電話、ファクシミリ又は電子 メールにより、米子市総合政策部地域振興課(電話番号等は、第14項 参照)に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望 者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則

として認めない。

- オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、全て応募する法人等の負担とする。
- カ 応募書類に記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

市長は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者(以下単に「候補者」 という。)を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等 の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

(2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、 別添(12)の「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

- ア 事業計画書による広場の運営が、広場の使用者又は利用者の平等な使用又は利用 を確保するものであること。
- イ 事業計画書の内容が、広場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、広 場の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。
- ウ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿った広場の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(3) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接により聴取りを行う。

(4) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等の全てに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、市との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が整ったものを当該候補者に決定する場合がある。

11 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を広場の指定管理者とする旨の議案を平成30年12月 に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

その際、当該議案の審査のため、候補者に係る市の審査結果に関する資料等を、米子市議会に提出する。

12 協定の内容等に係る協議

市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者に広場の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、前項の議決後において、速やかに行うものとする。

13 別添書類の一覧

- (1) 米子市弓浜コミュニティー広場の位置図及び平面図
- (2) 平成29年度米子市弓浜コミュニティー広場運営状況
- (3) 指定申請書の様式
- (4) 事業計画書の様式
- (5) 収支予算書の様式
- (6) 申立書の様式
- (7) 指定管理業務等管理実績一覧表の様式
- (8) 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式
- (9) 労働環境確認表の様式
- (10) グループ構成団体一覧表の様式
- (11) 役員等調書兼照会承諾書の様式
- (12) 指定管理者候補者選定基準
- (13) 基本協定書【例】及び年度協定書【例】
- (14) モニタリング基本方針

14 問合せ先及び応募書類の提出先

米子市総合政策部地域振興課

[所在地] 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

[電話番号] 0859-23-5373

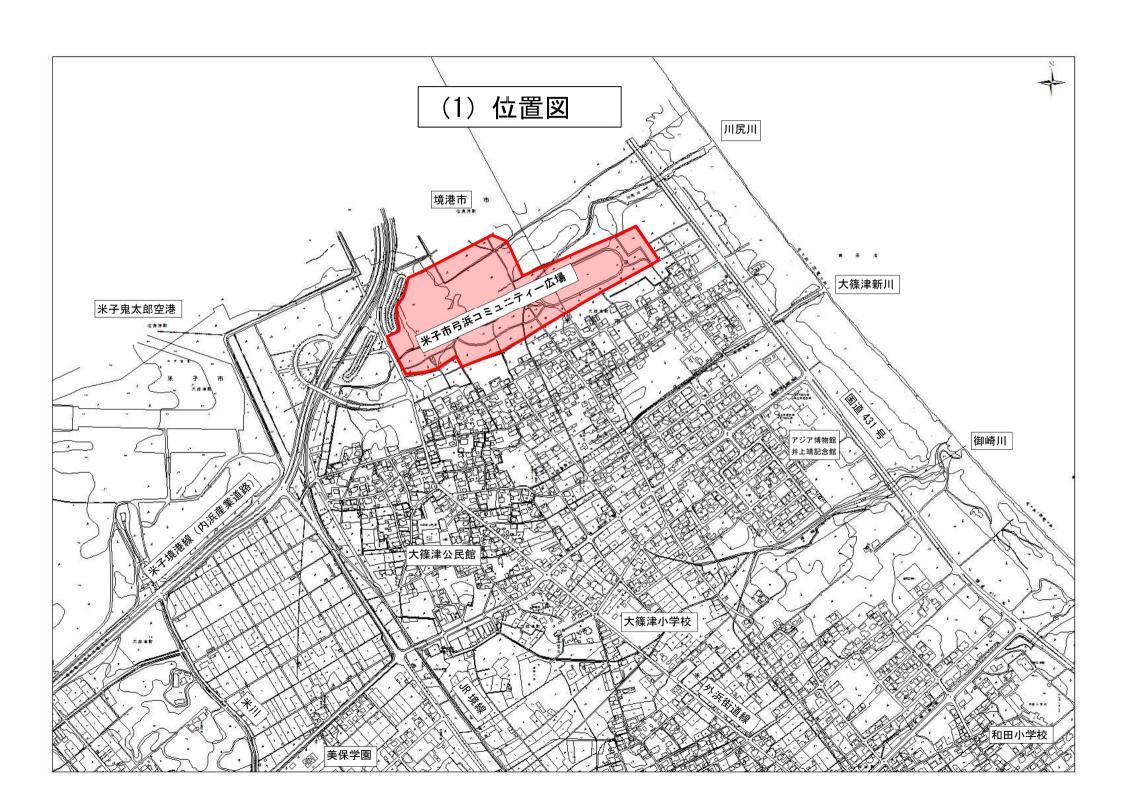
[ファクシミリ] 0859-23-5568

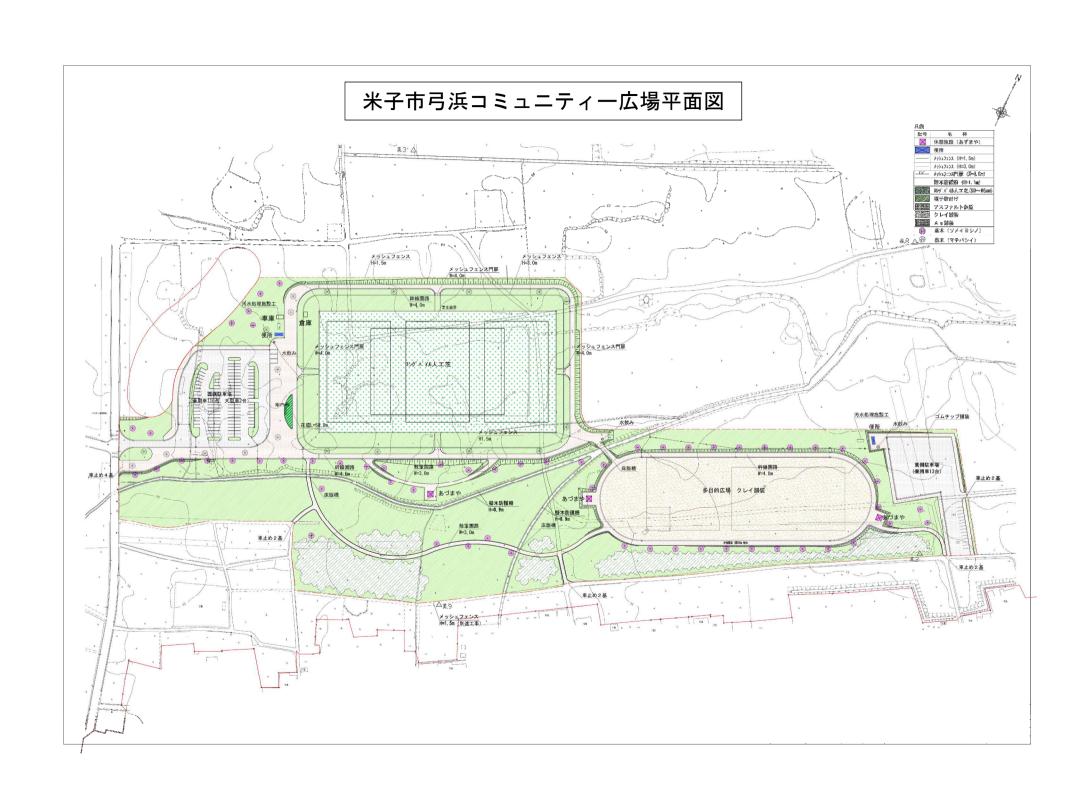
[電子メールアドレス] chiikishinkou@city.yonago.lg.jp

15 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式(PDF版)は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] http://www.city.yonago.lg.jp/1135.htm





平成29年度米子市弓浜コミュニティー広場運営状況

1 施設等の利用状況

区分	使用許可件数(件)	利用者数(人)	使用料収入額(円)
第1多目的広場	2 5 3	19, 195	1, 403, 140
第2多目的広場	4	4, 138	_
合 計	257	23, 333	1, 403, 140

2 管理体制及び職員の配置状況

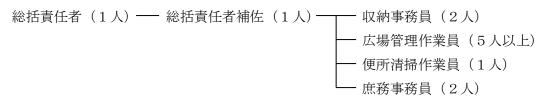
(1) 管理体制

米子市弓浜コミュニティー広場(以下「広場」という。)の管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により、特定非営利活動法人ひだまりを指定管理者に指定して処理した。ただし、次に掲げる業務は、市が直接処理した。

・使用料の減免及び還付の決定に関すること。

(2) 職員の配置状況(平成30年3月31日現在)

広場の管理業務に従事した特定非営利活動法人ひだまりの職員の配置状況は、次の とおりである。



3 収入及び支出に係る決算の状況

広場の管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科目	決算額 (円)	備考
市費	15, 225, 400	
その他の収入	190, 672	自動販売機手数料
収入額の合計	15, 416, 072	

(2) 支出の部

科目	決算額 (円)	備考
人件費	7, 004, 116	
需用費	2, 747, 551	
(内訳)		
消耗品費	478, 809	
燃料費	127,000	
修繕費	268, 196	
光熱水費 広場に係るもの	824, 698	電気代、水道代
その他	63, 000	管理事務所
使用料及び賃借料	985, 848	
役務費	742, 638	
(内訳)		
通信運搬費	208, 088	
手数料	222, 480	
保険料	312, 070	
委託費	795, 314	浄化槽点検・清掃、草等処分費
備品購入費	186, 819	
研修費	12, 000	
租税公課・雑費	635, 147	収入印紙、消費税、振込手数料等
その他の支出	3, 292, 487	会社経費
支出額の合計	15, 416, 072	

平成 年 月 日

指定申請書

米子市長 伊 木 隆 司 様

名 称 申請者 所 在 地 代表者氏名 連絡先(電話番号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例(平成17年米子市条例第26号)第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市弓浜コミュニティー広場

※ 添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則 等の写し)
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 収支計算書及び正味財産増減計算書(公益法人会計を導入している団体に限る。)
- 5 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第2号(第3条関係)

米子市弓浜コミュニティー広場の管理業務に関する事業計画書
〔施設の管理業務に対する基本方針〕
〔指定管理者の指定を申請した理由〕
[施設の現状に対する認識及び今後の在り方]

〔施設の管理業務に係る職員体制〕
1 管理体制(組織図・職員数)
2 研修計画 (事業に関するもの、接遇に関するもの等)
3 緊急時の対応
(1) 防犯、防災に対する態勢
(2) その他の緊急事態に対する態勢
[情報の公開を行うための措置]
〔個人情報を保護するための措置〕

〔施設の運営に関する事項〕			
1	使用者・利用者に対するサービス向上策		
2	使用者・利用者の要望の把握及びその実現策		
3	経費節減のための方策		
4	施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務		

様式第3号(第3条関係)

米子市弓浜コミュニティー広場の管理業務に関する収支予算書(平成 年度)			平成 年度)
収 入 (千円)		支 出	(千円)
項目	金額	項目	金額
合 計		合 計	

注 消費税率及び地方消費税率を8パーセントとして作成すること。 指定の期間の各年度について作成すること。

申 立 書

米子市長 伊 木 隆 司 様

名 称 申立者 所 在 地 代表者氏名

1

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社(団体)は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例(平成17年米子市条例第26号)第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

(欠格条項)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
 - (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附 則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法(明治29年 法律第89号)の規定が適用される準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過 しないもの
 - オ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。カにおいて同じ。)
 - カ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。) 若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接 な関係を有する者

指定管理業務等管理実績一覧表(委託管理、PFI等を含め、過去5年間に行った全ての業務について記載すること。)

適正に管理を行った事例	地方公共団体から処分、警告、勧告等
	を受けた事例

[※]地方公共団体名、施設名、評価又は処分、勧告の内容等を記載すること。

[※]グループによる管理(コンソーシアム)の事例も記載すること。

[※]記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表(障がい者雇用促進、男女共同参画推進、環境保護、地域活性化等、過去5年間の取組について記載すること。)

制度・取組の概要	過去5年間の実績

[※]記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

労働環境確認表(使用している全ての労働者の労働環境について、本表提出時の実態に基づいて記入すること。)

使用している労働者数	総数	うち正職員	うちパート・アルバイト	うち左記以外の職員
		人		人

区分	確認項目	確認結果
1 労働条件	(1) 労働契約に定める労働条件は、労働基準法で定める基準による適正	はい・いいえ
	な内容である。【基準法13】	
	(2) 労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示している。	はい・いいえ
	【基準法15】	
	(3) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。【基準法89】	はい・いいえ
	(常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)	対象外
	(4) 就業規則を労働者に周知させている。【基準法106】	はい・いいえ
	(常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者は対象外)	対象外
2 労働時間	(1) 労働時間の管理並びに休憩、休日及び年次有給休暇の付与を適正に	はい・いいえ
	行っている。【基準法32・34・35・39】	
	(2) 時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基	はい・いいえ
	準監督署に届け出ている。【基準法36】	対象外
3 保険加入	(1) 労働保険及び社会保険の加入等の手続を適正に行っている。	はい・いいえ
• 安全衛生		
	(2) 常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断及び定期健康診断を	はい・いいえ
	行っている。【安全法66】	
4 賃金	(1) 賃金の全額を、直接労働者に、毎月1回以上、一定の期日を定めて	はい・いいえ
	支払っている。【基準法24】	
	(2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金を適正に支払っている。	はい・いいえ
	【基準法37】	
	(3) 賃金台帳を調製し、これに基づき適正に賃金計算を行っている。	はい・いいえ
	【基準法108】	
	(4) 使用している全ての労働者の賃金単価で最も低いものは、右欄のと	円/時間
	おりである。	地域
		業種

※【基準法〇〇】: 労働基準法第〇〇条・【安全法〇〇】: 労働安全衛生法第〇〇条

【特記事項】	(確認結果が	「いいえ」	の項目について、	その理由、	改善予定等を記入すること。)	

【記入要領】

- 1 各項目の確認結果の欄の「はい」、「いいえ」又は「対象外」のうち、該当するものを〇で囲むこと。 ただし、区分4の確認項目(4)の確認結果の欄には、金額並びに支払われる地域(都道府県)及び業種を 記入すること。
- 2 区分4の確認項目(4)の確認結果の欄に記入する金額は、次の計算方法によること。
 - (1) 時間給制の場合…時間給
 - (2) 日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間 ただし、次の賃金を除外したもの。
 - ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 - ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金 の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
 - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

※ 記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

グループ構成団体一覧表

Bu Jahr.		
グループの名称		
代表となる法人	名 称	
等	所 在 地	
	代表者氏名	
	連絡先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連絡先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連絡先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連絡先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連絡先	(電話番号)

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

(EII)

米 子 市 長 様

(届出者)所 在 地商号又は名称職・氏名

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとと もに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排 除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏 名	よみがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 1 役員等(当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人)の氏名、生年月日等を記載してください。
- 2 提出された氏名、生年月日等の個人情報は、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- 3 この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

米子市弓浜コミュニティー広場指定管理者候補者選定基準

選定基準		評定(数値は配点)			
		やや 優れて いる	普通	やや 劣って いる	劣
1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。(15点)					
(1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。 (使用許可事務の代行又は取次ぎをさせない場合は、「普通」とする)	5	4	3	2	1
(3) 情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(20点)					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	5	4	3	2	1
(3) 使用者又は利用者に対するサービス向上策は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 使用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5	4	3	2	1
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。(20点)					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
(2) 経費節減のための方策は適切か。		4	3	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	5	4	3	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4	3	2	1
4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 (35 点)		1	I	1	
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	10	8	6	4	2
(2) 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なものか。	5	4	3	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。		4	3	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5	4	3	2	1
(5) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献 活動を実施しているか。		4	3	2	1
(6) 法人等が使用する全ての労働者の労働環境は適正か。	5	4	3	2	1
総合評定(90点)		1	<u> </u>	1	